

西尾市競争入札参加停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市が発注する工事、設計、監理、調査若しくは測量業務又は物品の買入れ、役務の提供等（以下「市発注工事等」という。）の契約の相手として不適切な者を排除し、適切な者を選定するために、入札に参加する資格を有する者に対する入札参加停止等の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、停止措置とは、競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）が一定の要件に該当するため、市発注工事等の契約の相手方とすることが不適当として、期間を定め、指名競争及び一般競争入札の入札参加者の対象から除外する措置をいう。

(停止措置の要件及び期間)

第3条 市長は、有資格業者が別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）の措置要件のいずれかに該当すると認められる場合は、当該有資格業者に対して別表各号に定めるところにより期間を定め、停止措置を行うものとする。

2 前項の場合において、停止措置の期間（以下「停止期間」という。）は3年以内とする。

(下請負人及び共同企業体に関する停止措置)

第4条 前条の規定により停止措置を行う場合において、当該停止措置について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなきときは、当該下請負人についても元請負人と同様の停止措置を行う。

2 共同企業体について停止措置を行うときは、当該共同企業体の構成員（当該事案について明らかに責を追わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の停止期間の範囲内で停止措置を行う。

3 停止措置に係る有資格業者を構成員とする共同企業体については、当該構成員の停止期間の範囲内で停止措置を行う。

(停止期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の停止期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第2又は別表第3第1号若しくは第2号の措置要件に係る停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第2又は別表第3第1号若しくは第2号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 前号の場合を除くほか、停止期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

- 3 有資格業者について情状酌量すべき事由があるため、別表各号及び前2項の規定による停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び本条第1項の規定による長期を超える停止期間を定める必要があるときは、停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で停止期間を変更することができる。
- 6 有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表2又は別表第3第1号若しくは第2号に該当した場合は、停止期間を定められた期間の1.5倍の期間とする。
- 7 停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について停止措置を解除するものとする。

(入札参加停止の通知)

第6条 市長は、停止措置を行うときは入札参加停止決定通知書(様式第1号)により、停止期間の変更を行うときは入札参加停止期間変更通知書(様式第2号)により、停止措置の解除を行うときは入札参加停止解除通知書(様式第3号)により、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

- 2 前項の規定により停止措置の通知をする場合において、当該停止措置の事由が、市発注工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(指名等の取消し)

第7条 停止措置を行った場合において、当該停止措置に係る有資格業者に対して指名通知書又は入札参加者資格確認通知書を通知しているときは、当該指名又は入札参加資格を競争入札参加取消通知書(様式第4号)により取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由により、あらかじめ西尾市入札参加者資格等審査会(以下「入札審査会」という。)の承認を得たときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第9条 施行担当課長は、停止期間中の有資格業者が発注契約の一部を下請負し、又は受託することを承認してはならない。

(別表各号に該当する事案が発生した場合の報告)

第10条 施行担当課長は、市発注工事等の契約者又はその下請人が、別表各号に該当する事案が発生した場合は、速やかに事故等発生報告書(様式第5号)により施行担当部長を経て市長に報告しなければならない。

(停止措置の審査)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、停止措置に関する事項を入札審査会に審査

させるものとする。

2 入札審査会の会長は、入札審査会を開催し、審査結果を入札参加資格停止措置報告書（様式第6号）で速やかに市長に報告するものとする。

3 第1項の規定に関わらず、市長は有資格業者が別表各号に該当すると認めたときは、停止措置に関する事項を審査会に審査させるものとする。

（停止措置の決定）

第12条 市長は、前条による審査の結果によりその処分を決定するものとする。

2 市長は、必要があると認めたときは、前条の審査について再審査に付すことができる。

（関係機関への連絡）

第13条 前条第1項の決定があったときは、その旨を関係各課の長に通知する。

（暴力団の排除）

第14条 西尾市が行う調達契約からの暴力団を排除するための必要な事項は、別に定める。

（委任）

第15条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 西尾市建設工事請負契約に係る指名停止要綱は、廃止する。ただし、停止措置に該当する事由が施行日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

愛知県内において生じた事故等の措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 市発注工事等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(粗雑公共工事等) 2 市発注工事等の施工に当たり、過失により市発注工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く）。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
3 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において、「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により一般工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内

別表第 2

贈賄の措置基準

措置要件	期間
1 次のア又はイに掲げる者が、西尾市の職員（法令等により公務に従事する、議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む、以下この表において同じ。）に対する贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人、有資格者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（以下この表及び別表第 3 において「役員等」という。） イ 有資格業者の使用人でアに掲げる者以外のもの。（以下この表及び別表第 3 において「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知り、当該参加停止措置を決定した日から 2 4 月 1 8 月
2 次のア又はイに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人	逮捕又は公訴を知り、当該参加停止措置を決定した日から 3 月以上 9 月以内 1 月以上 3 月以内
3 次のア又はイに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人	逮捕又は公訴を知り、当該参加停止措置を決定した日から 2 月以上 9 月以内 1 月

別表第 3

不正行為等の措置基準

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為)	当該認定をした日から 3 月以上 2 4 月以内
1 市発注工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
2 県内の他の公共機関の業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 2 4 月以内
3 県外の他の公共機関の業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 2 4 月以内
(談合又は競売入札妨害)	逮捕又は公訴を知り、当該参加停止措置を決定した日から
4 市発注工事等に関し、有資格業者が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 役員等	4 月以上 2 4 月以内
イ 使用人	3 月以上 2 4 月以内
5 県内の他の公共機関の業務に関し、有資格業者が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知り、当該参加停止措置を決定した日から
ア 役員等	3 月以上 2 4 月以内
イ 使用人	2 月以上 2 4 月以内
6 県外の他の公共機関の業務に関し、有資格業者が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知り、当該参加停止措置を決定した日から
ア 役員等	2 月以上 2 4 月以内
イ 使用人	1 月以上 2 4 月以内
(建設業法違反行為)	当該認定をした日から
7 市発注工事等に関し、建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)の規定に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	2 月以上 9 月以内
8 県内において、建設業法の規定に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内
9 県外において、建設業法の規定に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 9 月以内

(不当要求行為) 10 西尾市不当要求行為対策要綱第2条に規定する不当要求行為を行い、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
(不正又は不誠実な行為) 11 別表第1、第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
12 別表1、別表2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(その他重大な事案) 13 別表1、別表2及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札審査会で定める

様式第 1 号

西 第 号
年 月 日

住所
商号
氏名

様

西尾市長

㊟

入 札 参 加 停 止 決 定 通 知 書

このたびの貴社の行為については、市の受注者としての社会的期待及び責任に照らしても、あつてはならないものであり、誠に遺憾であります。よって、下記のとおり入札等に係る入札参加停止を行うので通知する。

なお、今後は再度このような事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

1 入札参加資格停止期間

年 月 日から 年 月 日までとする。

2 入札参加停止の理由

様式第2号

西 第 号
年 月 日

住所
商号
氏名

様

西尾市長

印

入札参加停止期間変更通知書

年 月 日付西 第 号で入札参加停止を行ったことについて、この度、下記のとおり入札参加停止の期間を変更したので通知する。

記

1 入札参加資格停止期間

変更前	年	月	日から	年	月	日まで
変更後	年	月	日から	年	月	日まで

2 変更の理由

様式第3号

西 第 号
年 月 日

住所
商号
氏名

様

西尾市長

印

入 札 参 加 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付西 第 号による入札参加停止について、当該入札参加停止を
解除したので通知する。

様式第4号

西 第 号
年 月 日

住所
商号
氏名

様

西尾市長

㊟

競争入札参加取消通知書

年 月 日付西 第 号により通知した下記入札事務の入札参加を西尾市競争入札参加停止措置要綱第7条により取り消す旨を通知する。

この通知について、理由を求める場合は、指定された日までにその旨を記載した書面を提出できます。

記

- 1 入札（開札）執行予定日 年 月 日予定
- 2 入 札 件 名
- 3 工 事 （ 業 務 ） 場 所
- 4 説 明 請 求 期 限 年 月 日まで

様式第 5 号

西 号外

年 月 日

(宛先) 西尾市長

施行担当課長

事 故 等 発 生 報 告 書

西尾市競争入札参加停止等措置要綱に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

契約者の住所 商 号 代表者等の氏名	
関 係 工 事 名	
路線等の名称	
事故発生場所	
事故発生日時	
事 故 等 概 要	※入札参加停止等の措置の該当項目及び事件事故等の状況や 原因を報告

年 月 日

(宛先) 西尾市長

西尾市入札参加者資格等審査会会長

入 札 参 加 資 格 停 止 措 置 報 告 書

西尾市入札参加者資格等審査会規程第 3 条第 1 項第 2 号の規定により 年 月 日に西尾市入札参加者資格等審査会を開催し、下記のとおり審査したことを西尾市競争入札参加停止措置要綱第 1 1 条第 2 項の規定により報告します。

記

事 件 の 概 要	
対象有資格業者	
措 置 要 件	西尾市競争入札参加停止等措置要綱 別表第 第 号に該当
措 置 の 実 施	実施する・実施しない・変更する・解除する
措 置 期 間	か月 (か月に変更)
措 置 時 期	年 月 日から 年 月 日 (年 月 日に変更)
特 記 事 項	